

プロポーザル方式における特定結果書

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 業務名 | 新潟港海岸施設機能検証業務 |
| 2 | 所属事務所 | 新潟港湾・空港整備事務所 |
| 3 | 方式 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 4 | 公示日 | 令和8年6月25日 |
| 5 | 特定通知(決定)日 | 令和8年8月26日 |

[illegible]

令和 8 年度 新潟港海岸施設機能検証業務（簡易公募型プロポーザル方式）

評価項目	評価の着目点				配点	a 社		新潟港海岸施設機能検証業務沿岸技術 研究センター・エコ設計共同体
						建設コンサルタント等 A 等級	建設コンサルタント等 A 等級	
						評価点	評価点	
予定 経験 及 技術 能力	管理 技術 者	要 資 格	技 術 者 資 格	技術者資格等、その専門分野の内容	8	8.0	8.0	
		専 門 技 術 力	実 業 績	平成28年4月1日から本業務の公示日までの同種又は類似業務の実績の内容	12	12.0	12.0	
			成 業 績	令和4年度から令和7年度までに完了した請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点	25	25.0	22.5	
			表 彰 良	令和3年度から令和6年度までに完了した建設コンサルタント等業務に係る優良技術者表彰 令和4年度から令和7年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰、災害対応功労者感謝状 令和4年度から令和7年度までに受賞した海外インフラプロジェクト技術者表彰 上記のうち、いずれか高い方を評価	5	5.0	0.0	
	小計（予定技術者）					50	50.0	42.5
実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ そ の 他	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		20	12.0	12.0	
	実 施 手 順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		10	6.0	6.0		
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		10	10.0	6.0		
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘事項がある場合に優位に評価する。		10	6.0	7.3		
小計（実施方針）					50	34.0	31.3	
特定 テ ー マ に 関 する 技 術 提 案	全体	実施方針等を含めた 技術提案全体の整合 性		実施方針等を含めた技術提案全体の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性がとれていない場合は評価しない。	20	12.0	14.7	
	特定 テ ー マ 1	性西 海 岸 地 区 に あ つ た う け て の 砂 留 意 の 事 安 項 定	的 確 性	砂浜の安定性の検証を行うにあたっての検証手法や留意事項が具体的かつ適切に記述されている場合に優位に評価する。	10	6.0	10.0	
				着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	10	7.3	7.3	
			実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10	6.0	6.0	
				提案内容を裏付ける実績や本業務との関連性などが明示されている場合に優位に評価する。	10	6.0	7.3	
	特定 テ ー マ 2	の松 浜 海 岸 地 区 に お け る 砂 留 意 の 事 安 項 定 に あ つ た う け て の 留 意 事 項 に つ い て	的 確 性	海浜変形の実態及びその特性の把握並びに海岸保全の方針の検討を行うにあたっての検討手法や留意事項が具体的かつ適切に記述されている場合に優位に評価する。	10	7.3	8.7	
				着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	10	6.0	7.3	
			実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10	6.0	7.3	
				提案内容を裏付ける実績や本業務との関連性などが明示されている場合に優位に評価する。	10	7.3	6.0	
	小計（特定テーマに対する技術提案）					100	63.9	74.6
次に示すいずれかの認定を受けている▼・女性活躍推進法に基づく認定（ブラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1▼・次世代法に基づく認定（ブラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業）※2▼・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※4 設計共同体による申請があった場合、設計共同体代表者又は設計共同体代表者以外の構成員のいずれかの認定状況を評価する。					1	1.0	1.0	
小計（ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価）					1	1.0	1.0	
技術評価の配点合計（201点満点）					201	148.9	149.4	
参考見積（業務コストの妥当性） 提示した業務規模と大きくかけ離れていないか。					○or ×	○	○	